

## 垂井町建設工事指名競争入札参加者選定に関する等級格付要綱

### 1 趣旨

この要綱は、「垂井町建設工事指名競争入札参加者選定に関する基準」を受け、垂井町が発注する建設工事（以下「町工事」という。）の請負契約に係る指名競争入札に参加する者（以下「業者」という。）の等級格付について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 数値の算定方法

総合数値は、建設業法第2条第1項〔別表第1〕に掲げる建設工事の種類に基づき、次に定める方法により算定するものとする。なお、業種別総合評点数とは、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けて算出された業種ごとの総合評定値のことを指す。

(1) 「土木一式工事」、「建築一式工事」、「電気工事」及び「管工事」の総合数値

$$\text{総合数値} = \text{業種別総合評点数} \times (1 + A / 100)$$

A……別表の工事成績の数値

※ ただし、前年度において、工事成績の対象となる建設工事の請負実績がない業者については、Aの数値は0点とする。

(2) 上記(1)以外の建設工事

$$\text{総合数値} = \text{業種別総合評点数}$$

### 3 等級格付

上記2に定める方法により算定した総合数値に基づく建設工事の種類ごとの等級格付は、次のとおりとする。

(1) 土木一式工事

等級格付	総合数値
A 級	750点以上
B 級	700点以上～749点以下
C 級	699点以下

(2) 建築一式工事

等級格付	総合数値
A 級	700点以上
B 級	600点以上～699点以下
C 級	599点以下

(3) 電気工事

等級格付	総合数値
A 級	700点以上
B 級	600点以上～699点以下
C 級	599点以下

(4) 管工事

等級格付	総合数値
A 級	700点以上
B 級	600点以上～699点以下
C 級	599点以下

4 留意事項

- (1) 等級格付を設けない建設工事については、原則、土木一式工事に準じて扱うこととする。
- (2) 等級格付ごとの発注工事の対象金額は、「垂井町建設工事指名競争入札参加者選定に関する基準」による。
- (3) 共同企業体方式を導入する場合については、この要綱の規定は適用しないものとする。

別 表 【工事成績の数値 / 「2 数値の算定方法」関係】

A

工事成績	72点以上	71点	70点	69点	68点	67点	66点	65点
数 値	+ 7	+ 6	+ 5	+ 4	+ 3	+ 2	+ 1	0

工事成績	64点	63点	62点	61点	60点	59点	58点	57点	56点	55点以下
数 値	- 1	- 2	- 3	- 4	- 5	- 6	- 7	- 8	- 9	- 10

(注) ①「工事成績」とは、垂井町が競争入札によって発注〔契約締結〕した建設工事のうち、各業者が前年度中〔前年4月1日から本年3月31日までの1年間〕に完成した建設工事に係る「建設工事成績評定書」の評価点合計を平均した点数とする。

※ ・「建設工事成績評定書」は、原則、垂井町が競争入札によって発注〔契約締結〕した建設工事について、監督職員並びに検査職員が作成するものとする。

②上記①に定める方法により算定した「工事成績」の運用期間は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年間とする。

附 則

この要綱は、平成18年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 6月 5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 21日から施行する。

町長	副町長	課長	主幹	課長補佐	係長	契約担当課長

## 建設工事成績評定書

〔課名等〕 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

工事番号	第 _____ 号	工種									
工事名											
工事場所	不破郡垂井町					地内					
契約金額(税込)											
工期											
契約の相手方											
考 査 項 目		監 督 員					検 査 員				
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1) 施工体制	施工体制一般	5	2.5	0	-5	-10					
	現場代理人	5	2.5	0	-5	-10					
	主任(監理)技術者	5	2.5	0	-5	-10					
2) 施工状況	施工状況一般	5	2.5	0	-5	-10					
	工程管理	5	2.5	0	-5	-10					
	安全対策	5	2.5	0	-5	-10					
	対外関係(住民等)	5	2.5	0	-5	-10					
3) 出来形及び品質	出来形						10	5	0	-10	-20
	品質						15	7.5	0	-12.5	-25
4) 出来栄え							10	2.5	0	-5	-10
加減点合計 1)+2)+3)+4)											
評 価 点 (小数点以下2位の数値を四捨五入)		① ( +65) × 0.5 =					② ( +65) × 0.5 =				
評価点合計 (小数点以下1位の数値を四捨五入)		① + ② =					点 (整数)				
所 見											
監督員氏名  _____		1) 施工体制									
		2) 施工状況									
検査員氏名  _____		3) 出来形及び品質									
		4) 出来栄え									

※記載上の注意事項

1. 「評価点」は、小数点以下2位の数値を四捨五入し、小数点以下1位までの整数を記入する。
2. 「評価点合計」は、小数点以下1位の数値を四捨五入し、整数を記入する。
3. 「所見」は、監督員及び検査員が各項目ごと、必ず具体的に記載する。
4. 「各考査項目」ごとの採点は、別紙(工事成績採点の考査項目別運用表)によるものとする。

工事成績採点の考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
1) 施工体制	①施工体制一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工体制又は施工管理体制が万全であり、適材適所に人員が配置され、責任と権限が明確化されているなど、体制の確立に優れている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工体制又は施工管理体制が良く、適材適所に人員が配置され、権限等が明らかで、体制が良い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の事項に該当しない場合</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施工計画書の施工体系に不備があった。若しくは、現場の施工体制と不一致であったため、監督員から指導を行った。</li> <li>2. 施工体制又は施工管理体制が不十分であるため、指導を行った。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施工計画書の施工体系等に不備があった。若しくは、現場の施工体制と不一致であったため、監督員から文書により改善指示を行った。</li> <li>2. 施工体制又は施工管理体制が不十分であるため、監督員から文書により改善指示を行った。</li> <li>3. その他契約図書に基づく施工上の業務を怠ったことにより、発注者に損害を与えた。</li> </ol>
	②現場代理人の運営・取締り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場代理人の職務の遂行に関して創意工夫又は提案が多く、工事現場の運営、取締まりが万全である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場代理人の職務の遂行に関して、工事現場の運営、取締りが良い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の事項に該当しない場合</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現場代理人の職務の執行につき不相当であり、工事請負契約約款第12条に基づく指導を行った。</li> <li>2. 現場代理人が現場に常駐していないため、指導を行った。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現場代理人の職務の執行につき著しく不相当であり、工事請負契約約款第12条に基づく措置請求を文書で行った。</li> <li>2. 現場代理人が現場に常駐していないため、文書により改善指示を行った。</li> </ol>

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
1) 施工体制	③主任（監理） 技術者の技術力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工又は監理に関して、技術的判断が優れており、創意工夫をもって現場の進捗に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工又は監理に関して、技術判断が良く、工夫をもって現場の進捗に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の事項に該当しない場合</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主任（監理）技術者等が工事の施工又は監理について不相当であり、工事請負契約約款第12条に基づく指導を行った。</li> <li>2. 建設業法で義務付けされる主任（監理）技術者等が専任していないため、指導を行った。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主任（監理）技術者等が工事の施工又は監理について著しく不相当であり、工事請負契約約款第12条に基づく措置請求を文書で行った。</li> <li>2. 建設業法で義務付けされる主任（監理）技術者等が専任していないため、文書により改善指示を行った。</li> </ol>

考查項目	細 別	a	b	c	d	e
2) 施工状況	①施工状況一般	<p>1. 適正かつ効率的な施工又は管理に関する独自の施工がみられ、良質な施工への反映が顕著であった。</p> <p>2. 日常の品質管理及び出来形管理が非常に優れており、品質証明体制も確立されており十分に機能している。</p> <p>3. 使用材料見本又は工事記録写真等の整備が万全であり、かつ、これが社内品質管理に十分生かされている。</p> <p>4. 現場でのイメージアップに積極的に取り組み、かつ、その対応に独自の工夫がみられ、他の模範となる。</p>	<p>1. 効率的な施工又は管理に関する工夫がなされ、施工への反映がなされた。</p> <p>2. 日常の品質管理及び出来形管理が良く、品質証明体制が良く機能している。</p> <p>3. 使用材料見本及び工事記録写真等の施工管理資料が良く、社内品質管理が良く生かされている。</p> <p>4. 現場でのイメージアップに取り組み、その対応に工夫がみられた。</p>	<p>・他の事項に該当しない場合</p>	<p>1. 設計図書不適合につき、指導を行った。</p> <p>2. 工事材料の検査業務、監督員の立会確認、工事記録の整備を怠ったため、指導を行った。</p> <p>3. 使用材料見本又は工事記録写真等の記録の不備があり、監督員が指導を行った。</p> <p>4. 工事の施工又は管理に主体性がなかった。</p> <p>5. その他契約図書に基づく施工上の義務について、監督員が指導を行った。</p>	<p>1. 設計図書不適合につき、改造請求を文書で行った。</p> <p>2. 工事材料の検査業務、監督員の立会確認、工事記録の整備を怠ったため、破壊検査を行った。</p> <p>3. 使用材料見本又は工事記録写真等の記録の不備があり、監督員から文書により指示を行った。</p> <p>4. 工事の施工にあたり設計図書の照査が不十分であったために、工事現場の条件に不適切な施工を行った。</p> <p>5. その他契約図書に基づく施工上の義務につき、監督員から文書により指示を行った。</p> <p>6. 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした。</p>

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
2) 施工状況	②工程管理	<p>1. 適切な施工管理のもと、契約工期内に余裕をもって工事を完成させ、制約に係る工程の短縮及び地元調整の履行等円滑な工事進捗に努めた。</p> <p>2. 条件変更又は地元調整等により、工期延長をなすべき理由があったにもかかわらず、契約工期内に工事を完成させた。</p>	<p>・適切な工程管理のもと、契約工期内に工事を完成させ、円滑な工事進捗に努めた。</p>	<p>・他の事項に該当しない場合</p>	<p>1. 自主的な工程管理がなされず、監督員から指導を行った。</p> <p>2. 工事完了時点で提出すべき書類に、一部不備があった。</p>	<p>1. 請負者の責により、工期延長し延長日数に応じた損害金の支払いが生じた。</p> <p>2. 自主的な工程管理がなされず、監督員から文書により改善指示を行った。</p>
	③安全対策	<p>1. 安全管理措置に関して、効果的な社内パトロールを実施するなど、事故の未然防止に対する取組が非常に優れており、かつ、十分に機能していた。</p> <p>2. 臨機の措置が適切であり、災害等による損害を未然に防止した。</p>	<p>1. 安全管理措置に関して、事故防止に工夫等がなされ、良い結果が得られた。</p> <p>2. 臨機の措置が良く、未然に災害を防止した。</p>	<p>・他の事項に該当しない場合</p>	<p>1. 安全に関する現場管理又は防災体制が不適切であり、監督員が指導を行った。</p> <p>2. 臨機の措置が不適切であり、監督員が指導を行った。</p> <p>3. 過積載による違法運行があり、監督員が指導を行った。</p>	<p>1. 指名停止に至らない軽微公衆損害事故又は工事関係者事故を生じさせたため、発注者から書面で警告又は注意の喚起があった。</p> <p>2. 過積載等の道路交通法違反の事実が判明し、逮捕又は送検された。</p> <p>3. 安全管理の措置が不適切であったために死亡若しくは負傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆災害事故を起こした。</p>

考查項目	細 別	a	b	c	d	e
2) 施工状況	④対外関係	<p>1. 対外調整に関して、自ら積極的かつ的確に対応し、良好な解決に役立った。</p> <p>2. 適切な周辺環境対策により、終始円滑な工事の進捗が図られた。</p> <p>3. 自ら積極的に関連工事の調整に努力し、関連工事の円滑な施工の進捗に寄与した。</p>	<p>1. 対外調整に関して、的確に対応し、良い解決に役立った。</p> <p>2. 周辺環境対策により、工夫が見られ良い工事の進捗が図られた。</p> <p>3. 関連工事の調整に協力し、関連工事の施工の進捗に寄与した。</p>	<p>・他の事項に該当しない場合</p>	<p>1. 周辺環境対策への努力（配慮）が悪く第三者から苦情があり、監督員が指示を行った。</p> <p>2. 関係法令に違反する恐れがあるため、監督員が指導を行った。</p> <p>3. 関連工事の調整に非協力的であり、監督員が指導を行った。</p>	<p>1. 周辺環境対策への協力（配慮）が極めて悪く、第三者からの苦情が多く、監督員が文書で指示した。</p> <p>2. 関係法令に違反する恐れがあるため、監督員から文書で指示した。</p> <p>3. 関連工事の調整に非協力的であり、監督員から文書で指示した。</p> <p>4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明し、逮捕又は送検された。</p>
3) 出来形及び品質	出来形	<p>・出来形が規格値を満足しており、ばらつきが少ない。また、出来形管理に対して独自の工夫があり、他の模範となる。</p>	<p>・出来形の規格値を満たしており、出来形管理が良かった。</p>	<p>・他の事項に該当しない場合</p>	<p>・工事請負契約約款第31条第3項の補修・改造には至らなかったが、部分修正の指示を行った。</p>	<p>・工事請負契約約款第31条第3項に関する補修・改造の指示を行った。</p>
	品質	<p>・品質が規格値を満足しており、ばらつきが少ない。また、品質管理に対して独自の工夫があり、他の模範となる。</p>	<p>・品質の規格値を満たしており、品質管理が良かった。</p>	<p>・他の事項に該当しない場合</p>	<p>・品質に疑問があり、再度供試体を取り試験を行った。</p>	<p>・品質に疑問があり、破壊試験を行った。</p>

考查項目	細 別	a	b	c	d	e
4) 出来栄え	①道路改良工事	・土工関係の仕上りが特に良く、コンクリート構造物で、きめ細やかな施工がうかがえ、構造物の通りが良く、切土、盛土、構造物の端部処理が的確に出来ており、全体的な美観が特に良い。	・土工関係の仕上りが良く、コンクリート構造物で、構造物の通りが良く、切土、構造物等の端部処理が良かった。	・他の事項に該当しない場合	・土工関係の仕上りが悪く、コンクリート構造物の肌、通り、施工継目等の見栄えも悪く、全体的な美観が悪い。	・土工関係の仕上りが悪く、コンクリート構造物の肌、通り、施工継目等も悪く、全体的に雑な仕上がり状態で補修を要した。
	②河川工事（ダム等の大型構造物を除く。）	・土工関係の仕上りが特に良く、コンクリート構造物で、きめ細やかな施工がうかがえ、土工、構造物の通りが良く、構造物の端部処理が的確に出来ており、全体的な美観が特に良い。	・土工関係の仕上りが良く、土工、コンクリート構造物で、構造物の通りが良く、構造物の端部処理が良かった。	・他の事項に該当しない場合	・土工関係の仕上りが悪く、コンクリート構造物の肌、通り、施工継目等の見栄えも悪く、全体的な美観が悪い。	・土工関係の仕上りが悪く、コンクリート構造物の肌、通り、施工継目等も悪く、全体的に雑な仕上がり状態で補修を要した。
	③コンクリート構造物工事（PC、トンネル工事を含む。）	・コンクリート構造物の肌が特に良く、通り、天端仕上、端部仕上等がきめ細かく施工され、全体的な美観が特に良い。	・コンクリート構造物の肌が良く、通り、天端仕上、端部仕上等が良かった。	・他の事項に該当しない場合	・コンクリート構造物の肌が悪く、通り、天端仕上も悪く、全体的な美観も悪い。	・コンクリート構造物の肌が悪く、通り、天端仕上も悪く、全体的に雑な仕上がり状態で補修を要した。
	④法面工事	・コンクリート構造物の肌が特に良く、きめ細やかな施工がうかがえ、構造物が良く、構造物の端部処理が的確に出来ており、植生も均一で、全体的な美観が特に良い。	・コンクリート構造物で、細やかな施工がうかがえ、構造物の端部処理ができており、植生も均一で良い。	・他の事項に該当しない場合	・コンクリート構造物の肌、通り、施工継目等の見栄えが悪く、植生の状態も悪く、全体的な美観が悪い。	・コンクリート構造物の肌、通り、施工継目等の見栄えが悪く、植生の状態も悪く、全体的に雑な仕上がり状態で補修を要した。

考查項目	細 別	a	b	c	d	e
4) 出来栄え	⑤鋼橋工事	・桁、部材の出来栄えが特に良く、製作過程で創意工夫が見られ、溶接、塗装に均一性があり、全体的な美観が特に良い。	・桁、部材の出来栄えが良く、製作過程で工夫が見られ、溶接、塗装に均一性があり、全体的な美観が良い。	・他の事項に該当しない場合	・部材表面に傷、錆があり、表面に補修箇所があり、溶接部に難があり、塗装の均一性に欠け、全体的な美観が悪い。	・部材表面に傷、錆があり、表面に補修箇所があり、溶接部に難があり、塗装の均一性に欠け、全体的に雑な仕上がり状態で補修を要した。
	⑥舗装工事	・雨水処理や構造物へのすり付け等がきめ細かく施工され、構造物の通りが良く、舗装の平坦性も良く、全体的な美観が特に良い。	・雨水処理や構造物へのすり付けが良く、構造物の通り、舗装の平坦性も良く、全体的な美観が良い。	・他の事項に該当しない場合	・雨水処理や構造物へのすり付けが悪く、構造物の通り、端部処理に難があり、舗装の均一性、平坦性が悪く、全体的な美観が悪い。	・雨水処理や構造物へのすり付けが悪く、構造物の通り、端部処理に難があり、舗装の均一性、平坦性が悪く、全体的に雑な仕上がり状態で補修を要した。
	⑦維持修繕工事	・小構造物等に細心の注意が払われ、きめ細やかな施工がなされ、既設構造物とのすり付けが良く、全体的な美観が特に良い。	・小構造物等に注意が払われ、きめ細やかな施工がなされ、既設構造物とのすり付けが良く、全体的な美観が良い。	・他の事項に該当しない場合	・小構造物の出来栄えが悪く、既設構造物とのすり付けも悪く、全体的な美観が悪い。	・小構造物の出来栄えが悪く、既設構造物とのすり付けも悪く、全体的に雑な仕上がり状態で補修を要した。
	⑧機械設備工事	・主設備、関連機械設備、制御設備のバランスがとれたシステムで総合的な運転性が良く、溶接、塗装、組立に均一性があり、公共物としての安全、環境、維持管理への配慮が特に良い。	・主設備、関連機械設備、制御設備のバランスがとれたシステムで運転性が良く、溶接、塗装、組立に均一性があり、公共物としての安全、環境、維持管理への配慮が良い。	・他の事項に該当しない場合	・システムのバランス、運転性が悪く、補修痕跡があり、溶接、塗装、組立に均一性がなく、公共物としての安全、環境、維持管理への配慮が悪い。	・システムのバランス、運転性が悪く、補修痕跡があり、溶接、塗装、組立に均一性がなく、公共物としての安全、環境、維持管理への配慮が悪いなど全体的に雑な仕上がり状態で補修を要した。

考查項目	細 別	a	b	c	d	e
4) 出来栄え	⑨電気設備工事	・ 構造物等に細心の注意が払われ、きめ細やかな施工がうかがえ、品質、性能及び構造物とのすり付けが良く、公共物としての安全、環境、維持管理及び全体的な美観が特に良い。	・ 構造物等に注意が払われ、きめ細やかな施工がうかがえ、品質、性能及び構造物とのすり付けが良く、公共物としての安全、環境、維持管理及び全体的な美観が良い。	・ 他の事項に該当しない場合	・ 構造物へのすり付け等が悪く、品質、性能にむらがあり、全体的な機能が発揮しておらず、見栄えも悪く、全体的な美観が悪い。	・ 構造物へのすり付け等が悪く、品質、性能にむらがあり、全体的な機能が発揮しておらず、見栄えも悪く、全体的に雑な仕上がり状態で補修を要した。
	⑩建築工事	・ 仕上りが優良で、全体的な美観が特に良い。	・ 仕上りが良く、全体的な美観が良い。	・ 他の事項に該当しない場合	・ 仕上りが多少劣り、全体的な美観が悪い。	・ 全体的に雑な仕上がり状態で補修を要した。
	⑪下水道工事	・ マンホール等設置仕上りが優秀で、かつ、既設構造物に影響を与えておらず、全体的な美観が特に良い。	・ マンホール等設置仕上りが良く、全体的な美観が良い。	・ 他の事項に該当しない場合	・ マンホール等設置仕上りが多少劣り、全体的な美観が悪い。	・ マンホール等設置仕上りが悪く、全体的に雑な仕上がり状態で補修を要した。